

WG4 保護地域の協働管理 メッセージ（概要）

【背景】

アジアでは保護地域を生計や経済的利益のために活用する傾向が強いにもかかわらず、地域コミュニティ主体の取組が立ち遅れている。

住民のニーズと生物多様性の保全を持続可能な形で両立させるため、協働型のガバナンス¹の促進が必要である。

WG4 の参加者一同は、保護地域に関連する多様な関係者に対し、以下のような保護地域の政策と管理の優良事例に基づく実践を推奨する。

【推奨事項】

1. 愛知目標に沿った生物多様性の保全のために、ガバナンス体制を多様にする必要性を認識すること。
2. 4つのガバナンス類型（行政機関によるガバナンス、権利者と利害関係者の共同ガバナンス、個人や民間組織によるガバナンス、先住民・地域社会によるガバナンス）をバランスよく取り混ぜ、ガバナンスの幅を広げること。
3. 様々な背景や世界観、価値観、知識等を反映し、社会的弱者の参画や公平性に配慮すること。
4. IUCN の保護地域の良好なガバナンス（公平なガバナンス）に関する原則を適用すること。特に、正当性や発言権、明確な方向性の提示、実効性のある実施、説明責任、公正性を確保すること。
5. 生物多様性条約の保護地域作業計画（PoWPA）等に沿って、生物多様性の保全を最終目標として、枠組みの構築と計測可能な指標の特定等を通じて、保護地域システムや特定の地域のガバナンスの改善に向けた計画を策定すること。
6. 保護地域内または周囲の地域社会の経済的利益を上げながら生物多様性資源の維持を図るような、地域社会の生計を豊かにするための持続可能なアプローチを開発の必要性を認識すること。
7. 保護地域が周辺の地域社会に及ぼす社会的なコストと便益に関する体系的評価を通じて、より公平な取組に向けた戦略の策定につなげること。
8. 保護地域の協働管理に関わる組織及び担当者のコミュニケーション能力等の育成を図ること。

¹ ガバナンスとは「組織、手続き、慣習の相互作用であり、権力と責任をいかに行使するか、いかに意思決定を行うか、いかに市民等の関係者が発言の機会を持つかを決定するもの」である。